

安全保障理事会決議 2100 (2013)

2013年4月25日、安全保障理事会第6952回会合にて採択

安全保障理事会は、

マリに関する、安保理決議 2056 (2012)、2071 (2012) および 2085 (2012)、2012年3月26日 (S/PRST/2012/7) および 2012年4月4日 (S/PRST/2012/9) の安保理議長声明並びに 2012年3月22日、2012年4月9日、2012年6月18日、2012年8月10日、2012年9月21日、2012年12月11日および 2013年1月10日の安保理報道声明を想起し、

マリの主権、統一および領土保全に対する安保理の強い公約を再確認し、

当事国の同意、中立性および自衛並びに職務権限の防衛を除く外、武力の不行使を含む平和維持活動の基本的原則を再確認し、そして各々の平和維持活動の職務権限は、関係国の必要性和状況に対して特定されることを認識し、

テロリスト、過激派および武装集団が 2013年1月10日にマリ南部に向けて始めた攻撃を強く非難し、またテロリズムは、テロの脅威を妨害し、損ないそして孤立させるための全ての国家および地域的機構並びに国際的機構の積極的な参加と協力が関与している持続的で包括的な対処方法によってのみ打ち破ることができることを強調し、またテロリズムは、いかなる宗教、民族または文明と関連づけることはできずまた関連づけるべきではないことを再確認し、

マリ南部に向けたテロリスト、過激派および武装集団の攻撃を止めさせるための、マリ暫定当局の要請での、フランス軍の迅速な活動を歓迎しまたフランス軍とアフリカ主導国際マリ支援ミッション (AFISMA) の部隊の支援を得た、マリ軍および治安部隊によるマリの領土保全を回復するための取組を賞賛し、

自由、公正、透明かつ包括的な大統領および議会選挙の実施を通じたものを含む、民主的統治と憲法秩序の回復に向けて迅速に作業する必要性を強調しそして以前独立を主張したことがあり、敵対行為を

止める準備をしているもの、テロ組織とのあらゆる結び付きを断ち切ったものおよび無条件で、マリ国の統一と領土保全を認めているものを含む、マリの政治集団との包括的な対話と積極的な関与の過程に速やかに動くマリ暫定当局の重要性を強調し、

サヘル地域における現行の重大な食料と人道の危機および人道的アクセスを妨げ、武装集団、テロリストや犯罪ネットワークの存在とそれらの活動、地雷の存在並びに同地域の国家の平和、安全および安定を脅かす同地域内のまた同地域の外からの武器の継続的拡散により悪化した不安について引き続きひどく懸念し、

人道援助の継続的提供、援助を受け取る文民の安全およびマリで活動している人道要員の安全を確保するため、人道、中立、公平および独立の人道支援原則を支持し且つ尊重する全ての当事者の必要性を強調しそして人道援助が必要性に基づいて提供されることの重要性を強調し、

何らかの集団若しくは個人によりマリで犯された、あらゆる人権侵害および裁判外の処刑、恣意的逮捕および拘禁、そして性的とジェンダーに基づく暴力、強制的な外科的切断、並びに殺人、傷害、子どもの勧誘と使用、学校や病院に対する攻撃、強制移送、文化的および歴史的遺跡の破壊を含む、国際人道法の違反を強く非難し、特に、北部マリにおけるテロリスト、過激派および武装集団による広範な人権侵害に留意し、民族性に基づくものおよび文民に対するマリ軍並びに治安部隊の構成員により行われたと申し立てられたものを含む、報復的な攻撃の報告を強く非難しそして全ての当事者に対し、そのような違反や虐待に終わりをもたらしそして適用可能な国際法の下での自らの義務を遵守することを求め、

これに関連して、そのような行為のあらゆる実行者は責任を問われなければならないことおよび上項に言及された当該行為の幾つかは、ローマ規程の下での犯罪に相当する可能性があることをくり返し表明したマリ暫定当局が 2012 年 1 月以降のマリにおける状況を 2012 年 7 月 13 日に国際刑事裁判所に付託したことおよび国際刑事裁判所の検察官が、2013 年 1 月 16 日に、2012 年 1 月以降マリの領土において犯されたと申し立てられた犯罪の捜査を始めたことに留意し、

アンサール・エディンおよびその指導者のイヤード・アグ・ガーリーのリスト掲載に留意し、決議 1267 (1999) および 1989 (2011) に従って委員会により制定されたアル・カーイダ制裁一覧表への西アフ

リカ統一聖戦運動（MUJAO）およびイスラーム・マグリブのアル・カーイダ組織（AQIM）のリスト掲載を想起しそして上述の体制の下での、制定された一覧表掲載基準に従った、アル・カーイダと AQIM、MUJAO およびアンサール・エディンを含む関係を有する集団に対する全ての結び付きを断ち切っていない個人、集団、企業および団体を更に認める、安保理の用意をくり返し表明し、

サヘル地区における越境組織犯罪により与えられた重大な脅威および幾つかの事例における、テロとの結び付きが増えていることに安保理の継続的懸念を表明し、そして資金を増やすことまたは政治的譲歩を得ることを目的とした誘拐および人質拘束の出来事を強く非難し、サヘル地域におけるそのような誘拐の増加に留意し、またこれらの問題に対処する緊急の必要性を強調し、

適用可能な国際法に従って、サヘル地区における誘拐と人質拘束と戦う安保理の決意を表明し、そして、これに関連して、グローバル・テロ対策フォーラム（GCTF）の出版物「テロリストによる身代金目的の誘拐によって利益を得ることを防止・否定するためのグッド・プラクティスに関するアルジェ・メモランダム」に留意し、

マリにおける危機を解決するためのその集中的な取組について、アフリカ連合（AU）、西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）およびヨーロッパ連合（EU）並びに事務総長を賞賛し、アジス・アベバにおけるマリ合同タスク・フォースの AU、ECOWAS、EU および国際連合による設立を歓迎し、当該機構に対し、国内の政治的対話および選挙過程を含む、マリにおける状況の安定化の支援における調整を維持することを奨励し、決議 2085（2012）の第 10 項において要請されたような報告要件が遂行されていないことに留意しそしてこれらの報告書の提出を期待し、

決議 2085（2012）により権限を与えられたように、AFISMA に対する部隊を提供するアフリカ諸国の努力を賞賛し、マリにおける AFISMA の展開を歓迎しそしてまたマリにおけるこの展開を支援する加盟国および地域的並びに国際的機構を賞賛し、

AFISMA およびマリ防衛治安部隊を支援する 2013 年 1 月 29 日にアジス・アベバにおいて AU により催されたドナー会議で誓約された拠出金を賞賛し、既に行われた実際の拠出金および AU の審査した拠出金を通して提供する AU の誓約を歓迎し、全ての資金供与者に対し、その誓約を実際の拠出金に変えることを促しそして他の加盟国および地域的並びに国際的機構に対し、鷹揚に提供することも求め、

マリにおける政治的および安全上の進展を強化するための国際的な調整およびこれに関連した、2012年3月20日のAU平和安全保障理事会により設立されそしてAU、ECOWAS、EUおよび国際連合を共同議長とした他の国際的な協力機関が出席した、マリにおける状況に関する支援・フォローアップ・グループの定期会合を奨励し、そしてフォローアップ・グループの2013年2月5日と2013年4月19日の会合の結論を歓迎し、

マリの国家領域全域のマリ国家の権威と主権を安定させそして回復するため国際連合活動の展開を要請している、マリ暫定当局発事務総長宛、2013年3月25日付、書簡に留意し、

国際連合安定化ミッションへのAFISMAの変換を要請しているECOWAS議長発事務総長宛、2013年3月26日付、書簡に留意しそしてマリにおける国際連合安定化ミッションへのAFISMAの変換に対するAUの支援を表明している、AU平和安全保障理事会の、2013年3月7日付、コミュニケ、並びに2013年3月7日付でAU平和安全保障コミッショナー発事務総長宛の添書に留意し、

国際連合マリ安定化活動設立に対する勧告と選択肢を含む、マリにおける状況に関する、2013年3月26日付、事務総長報告書(S/2013/189)に留意し、

マリ暫定当局が、同国が直面している相互に関連した課題を解決することおよび全てのその国民を守ることに對する主要な責任を負っていることそしてマリにおける危機の持続可能な解決は、政治過程を含む、マリ自身のものであるべきことを強調し、また同地域の諸国の中の協力関係は、マリにおける永続する平和と安定にとって決定的であることを強調し、

国際社会に對し、安全、統治、開発および人道問題を取り囲んでいる当面のそして長期の必要性に對する調整された行動を通してマリに於ける危機を解決するため幅広い支援を提供することを奨励し、マリの開発を支援する2013年5月15日のブリュッセルにおけるハイレベル国際資金供与者会議を期待し、2013年マリ強化アピールに向けて既に行われた拠出を賞賛しそして全ての加盟国および他の資金供与者に對し人道活動に對して寛容に貢獻することを促す。

マリにおける事態が、国際の平和および安全に對する脅威を構成することを認定して、

国際連合憲章第7章にもとづいて行動して、

1. 暫定行程表の、2013年1月29日の、マリ国民議会による採択を含む、マリにおける憲法秩序と国民的統一を回復するため今までに採られた当初の措置を賞賛し、2013年3月6日の対話および和解委員会の設立並びにその委員長の任命を歓迎しそして同委員会に対し、可及的速やかにその活動を始めることを求め、そしてマリ暫定当局に対し、これに関連して可能な限り早く、政治的過程を導き出すべき、安定を強化すること、民主的統治の文化を高めることおよび国民和解の過程をもたらすそして社会的団結を促進する対話に向けた認識できる措置を講じることを緊急に続けることを更に求める。

2. 事務総長に対し、AU および ECOWAS と緊密に調整して、対話および和解委員会の活動を含む、暫定行程表のあらゆる次元を、その迅速な履行を目的として、支援することを要請する。

3. マリ暫定当局に対し、技術的に可能になれば速やかに、自由な、公正な、透明なそして包括的な大統領および議会選挙を実施することを促し、2013年7月7日に大統領選挙をそして2013年7月21日に議会選挙を計画するというマリ暫定当局の正式の誓約を歓迎し、選挙を実施することに資する環境、とりわけ選挙期間の前、その間そしてその後の安全な環境、国が管理したメディアに対する公平なアクセスおよび選挙過程に参加する、国内避難民と難民を含む、全ての有資格者への用意を確保することの重要性を強調しそしてマリ暫定当局により要請された、加盟国、地域的および国際的機構に対し、選挙過程に対する財政的資源、選挙監視能力および関連する技術的援助を含む、支援を提供することを求める。

4. マリに於ける全ての叛徒武装集団が直ちにその武器を脇に置きそして敵対行為を止めることを要求した AQIM、MUJAO、アンサール・エディンのようなテロ組織および関連するテロ集団との全ての結び付きを断ったそして条件なしにマリ国の統一および領土保全並びにマリ暫定当局を認めたマリにおけるそのような全ての当事者に対し、事務総長により促進された包括的交渉過程に、とりわけ以下の第11項に言及されたように任命された場合、マリ事務総長特別代表を通して、AU、ECOWAS および EU のサヘル特別代表と密接に協力して、速やかに関与することを促す。

5. マリにおける状況に関する支援およびフォローアップ・グループを通して、国際社会に対し、マ

リにおいてまた、要求された場合には、マリ国外で、暫定行程表を実施しこれに関して行われた進展を監視するためそしてマリにおける永続的な平和、安定および和解の促進に貢献することを続けるためにマリ暫定当局を支援することを求め、事務総長に対し、マリにおける状況に関する支援およびフォローアップ・グループを召集することを助長することを要請しそしてマリにおける永続的な平和、安定および和解の促進における国際連合、AU および ECOWAS の間の継続した調整の重要性を強調する。

6. マリ防衛治安軍の構成員が、暫定行程表の履行若しくはマリにおける政治的および安全上の進展を促進する国際社会の取組を損なわないことまた妨害しないことを要求し、マリ防衛治安部隊のマリの文民統制と監視の重要性を強調しそして憲法秩序の実施を妨げるものを含む、平和、安定および安全を損なう行動をとるものに対して、必要に応じて、適切な措置を審議する安保理の用意があることを表明する。

7. 国際連合マリ多元統合安定化ミッション (MINUSMA) を設立することを決定し、事務総長に対し、本決議の採択の日以後は、UNOM の付託された任務の遂行に対する責任を MINUSMA が引き受けつつ、国際連合マリ事務所 (UNOM) を MINUSMA に組み込むことを要請し、MINUSMA が 12 か月の当初の活動期間の間、以下の第 16 および 17 項に示したその職務権限の実施を始める点である 2013 年 7 月 1 日に、権限が AFISMA から MINUSMA に移譲されることを更に決定しそして事務総長に対し、AU および ECOWAS と密接に調整して、国際連合基準に適する AFISMA の軍事および警察要員を MINUSMA に含めることを要請する。

8. 上記第 7 項に言及された日および MINUSMA の段階的に実行された展開は、特に、MINUSMA の予想された責任を有する範囲のすぐ近くのおよび/またはその範囲内の国際的な軍隊の主要な戦闘活動の停止および MINUSMA の予想された責任を有する範囲のすぐ近くのおよび/またはその範囲内の一般住民や国際要員に主要な脅威を与えているテロリスト部隊の能力の著しい削減の観点で、本決議の採択から 60 日以内の安保理による MINUSMA が責任を有する範囲の治安状況の更なる検討を条件とすることを決定し、これらの基準が 2013 年 7 月 13 日以前に満たされていないと安保理が考える場合には、安保理はこれらの基準に MINUSMA の展開のための期限を同時に調整するものとするを更に決定する。

9. MINUSMA の展開と活動が成功することによって極めて重要である、マリにおける政治過程の

具体的な達成を求める。

10. 加盟国および地域的並びに国際的機構は、AFISMA から MINUSMA への権限移譲まで、安保理決議 2085 (2012) に従って、AFISMA に対する、軍事訓練、装備、情報および兵站的支援を含む、調整された支援を提供することを続けることが促されることをくり返し表明し、事務総長に対し、AFISMA を支援するため安保理決議 2085 (2012) に従って設立された国際連合信託基金の支払いを加速することを要請し、そして AFISMA に寄贈されたか若しくは与えられた装備または所有権が寄贈者に残っている場合は、派遣団が所有する装備と考えてはならないことを決定する。

11. 事務総長に対し、任命の日から、マリにおける国際連合およびその機関、基金並びに計画の全ての活動の調整のための現場での包括的な権限を引き受けそして上記第 1、2、3、4 項に定められた優先的要素を支援するため周旋および国際社会の調整された努力を活用し、また AFISMA から MINUSMA への権限移譲から、以下第 16 項に定められた MINUSMA の職務権限のあらゆる任務を主導しそして、武装解除、動員解除および社会復帰 (DDR) 並びに治安部門改革 (SSR) の分野におけるものを含むマリにおける国際社会の包括的な支援を調整するマリ特別代表と MINUSMA の使節団長を速やかに任命することを要請し、特別代表が、MINUSMA とマリにおける国際連合国別現地チームとの間の、その各々の職務権限の佳奈点に関連して、最適な調整を確保するものとするを更に強調する。

12. MINUSMA は、要求された場合に同国内に迅速に展開する能力のある予備の歩兵大隊を含む、上限 11,200 名の軍事要員および 1,440 名の警察要員で構成することを決定し、加盟国に対し、活動する MINUSMA の能力を高めそして効果的にその責任を果たすため適切な能力と装備をもった部隊および警察を提供することを求め、また事務総長に対し、下記第 16 および 17 項の権能が適用可能な地区で定められた任務に適した専門的経験と技能を有する、資格のある職員を勧誘することを要請する。

13. 安保理の期待およびマリ国民の必要性に最善に対応するため、マリにおける文民および軍事能力の展開を加速するため既存の権限を十分に利用してまた事務総長の最良でのものを含む全ての可能な措置を講じる事務総長報告書 (S/2013/189) の第 81 項に概説された事務総長の誓約を歓迎し、そして事務総長に対し、自らの活動を始めることを MINUSMA に準備させるために、上記第 7 および 12 項に従って、必要な措置を講じることを要請する。

14. 事務総長が、ミッション間の協力、特に MINUSMA および UNMIL 並びに UNOCI 間の、以下の条件、すなわち(i)移動の規模および期間に関するものを含む、安保理の情報と承認、(ii)部隊要員提供国の同意および(iii)国際連合ミッションが展開する場所の治安状況およびその職務権限の遂行を害さないこと、に従った、他の国際連合ミッションから MINUSMA への部隊およびその資産の適切な移動を確保するため、適切な措置を講じることを承認する。

15. 事務総長に対し、西アフリカ地域におけるミッションの有効性および効率性を最大化するため、同地域における他の国際連合ミッション、特に UNMIL と UNOCI が、可能な範囲で、その職務権限に関してその活動能力を害することなしに、MINUSMA に対する兵站的および行政的支援を共有することを確保することおよび適切な場合には、審議のためそれについて報告することを要請する。

16. MINUSMA の職務権限は、以下のものとすることを決定する。

*(a) 主要な人口密集地の安定化および同国全土での国家権力の再確立のための支援*

(i) マリの暫定当局の支援において、特にマリ北部における主要な人口密集地を安定させることまたこの文脈で脅威を抑止し、そこへの武装勢力の帰還を防止するための積極的な措置を講じること。

(ii) 同国全土に国の行政権を拡大しそして再確立するため、マリの暫定当局を支援すること。

(iii) マリの治安部門、特に技術援助、能力構築、共同配置および監視計画を通じた警察や憲兵並びに法の支配と司法部門の再構築に向けた国および国際的な取組を、その能力の範囲内でまた他の二国間協力機関、資金供与者および EU を含むこれらの分野に関与している国際機構と緊密に調整して、支援すること。

(iv) 地雷除去活動および兵器や弾薬管理における訓練と他の支援を通して、マリの暫定当局を支援すること。

(v) 元戦闘人の武装解除、動員解除および社会復帰 (DDR) 並びに民兵や自衛集団を動員解除することのための計画を、和解の目的に一致してまた動員解除された子どもたちの具体的な必要性を考慮しつつ、策定することおよび履行することにおいてマリの暫定当局を支援すること。

*(b) 国内の政治的対話と選挙過程を含む、暫定行程表の実施に対する支援*

(i) 憲法秩序、民主的な統治およびマリにおける国民的統一の完全な回復に向けた暫定行程表を速やかに実施するためマリの暫定当局を支援すること。

(ii) 紛争を予想し、予防し、緩和しそして解決するため、適切な場合には、地方の協力機関を通し

た、国および地方のレベルでの周旋、信頼醸成および促進を行うこと。

(iii) 包括的な国民対話および交渉能力を強化しそして女性組織を含む市民社会の参加を促進することによるものを含む和解過程、特に上記第4項に言及された交渉過程、に向けた進展を促進するため、マリ北部におけるマリ暫定当局およびコミュニティを支援すること。

(iv) 適切な兵站的および技術的援助並びに効果的な治安取極の提供を通したものを含む、包括的な、自由な、公正なそして透明な大統領および議会選挙の準備と実施を支援すること。

*(c) 文民および国際連合要員の保護*

(i) マリの暫定当局の責任を害することなく、その能力と展開地区内の、身体的暴力の差し迫った脅威のもとにある文民を守ること。

(ii) 武力紛争の影響を受けた女性および子どものための、子ども保護アドバイザー並びに女性保護アドバイザーの展開を通したものを含む、具体的な保護を提供しそして武力紛争における性的およびジェンダーに基づく暴力の犠牲者の必要性に対処すること。

(iii) 国際連合要員、設備および装備を守ることそして国際連合と関連要員の移動の安全と自由を確保すること。

*(d) 人権の促進と保護*

(i) マリ全土で犯された何らかの虐待若しくは人権侵害または国際人道法違反について監視し、調査を助けそして安保理に報告することまた、そのような侵害を防止するための取組に貢献すること。

(ii) 同国全土での MINUSMA 人権監視員の完全な展開をとりわけ支援すること。

(iii) 子どもに対して犯された侵害および虐待並びに武力紛争における性的暴力のあらゆる形態を含む女性に対して犯された侵害について明確に監視し、調査を助けそして安保理に報告すること。

(iv) 人権を促進し保護するマリの暫定当局の取組において、当局を支援すること。

*(e) 人道援助に対する支援*

マリの暫定当局の支援において、人道援助原則に従った、人道援助の安全な、文民主導の提供のためのまた人道関係者と緊密に調整して国内避難民および難民の自発的帰還のための安全な環境の創設に貢献すること。

*(f) 文化的保存に対する支援*

マリにおける文化的および歴史的遺跡を攻撃から守ることにおいて、必要且つ実行可能な場合、UNESCO と協力して、マリの暫定当局を支援すること。

*(g) 国内および国際裁判に対する支援*

2012年1月以来の同国における状況についてマリの暫定当局による国際刑事裁判所への付託を考慮

しつつ、マリにおける戦争犯罪および人道に対する罪に責任を有する者を訴追するため、マリの暫定当局の取組を、その責任を害すること無しに、実行可能且つ適切な場合、支援すること。

17. MINUSMA が、その能力と展開地区の範囲の制限内で、第 16 項(a)(i)および(ii)、16(c)(i)および(iii)、16(e)、16(f)および 16(g)に定められたその職務権限を遂行するため、全ての必要な手段を使用することを承認し、そして MINUSMA の文民および軍事部門に対し、上記第 16 項に概説された任務を支援することを目的としたその活動を調整することを要請する。

18. フランス軍が、その能力と展開地区の範囲内で、MINUSMA の活動の開始から本決議において承認された MINUSMA の職務権限の終了まで、事務総長の要請に応じて、差し迫ったまた重大な脅威の下にある MINUSMA の構成員を支援することに介入する全ての必要な手段を使用することを承認し、フランスに対し、マリにおけるこの職務権限の履行に関して安保理に報告することおよび下記第 34 項において言及された事務総長による報告とその報告を調整することを更に要請しそしてその開始から 6 か月以内にこの職務権限を再検討することを決定する。

19. マリにおける全ての当事者に対し、MINUSMA の展開および活動と、とりわけ MINUSMA がその職務権限を十分に実行できるようにマリの領域全土を通して妨害のないまた迅速なアクセスでその安全な、安心なまた自由な移動を確保することにより、十分に協力することを促す。

20. 加盟国、特に同地域における諸国に対し、全ての要員、並びに MINUSMA の排他的および公的使用のための装備、食料、供給品および車両と予備部品を含む他の品物のマリへのまたマリからの自由な、妨害のないそして速やかな移動を確保することを求める。

21. マリ防衛治安部隊の訓練、強化および再展開はマリの長期の安全および安定を確保するためまたマリの国民を守るために最も重要であることをくり返し表明しそしてマリ領域全土を通して安全を提供することに完全な責任を負っているマリ防衛治安部隊の重要性を強調する。

22. 文民の権威を強化することおよび人権の尊重に対して貢献することに向けたマリ防衛治安部隊に訓練と助言を提供しているマリにおけるヨーロッパ連合訓練ミッション (EUTM) の展開を歓迎しそして EU、特にそのサヘル担当特別代表に対し、MINUSMA および治安部門改革 (SSR) においてマリの

暫定当局を支援することに従事している他のマリの二国間協力機関と、密接に調整することを求める。

23. 加盟国、地域的および国際的機構に対し、調整された援助、専門知識および人権並びに国際人道法に関する、特に女性および子どもの保護を含む訓練、並びにマリの平和と安全のために安保理決議 2085 (2012) に従って設立された国際連合信託基金を通してのものを含む、マリ防衛治安部隊に対する能力構築を提供することおよび既存の自発的活動、とりわけマリ国の全領域にわたるその権力を回復するのを助ける EUTM、と密接に調整して、マリの統一と領土保全を支持すること並びにテロ組織や関連する集団により与えられる脅威を削減することを促す。

24. マリの暫定当局が、マリにおける文民を保護する主要な責任を有していることをくり返し表明し、武力紛争下の文民の保護に関する諸決議 1265 (1999)、1296 (2000)、1674 (2006)、1738 (2006) および 1984 (2009)、子どもと武力紛争に関する安保理諸決議 1612 (2005)、1882 (2009)、1998 (2011) および 2068 (2012) 並びに女性、平和および安全保障に関する安保理諸決議 1325(2000)、1820(2008)、1888(2009)、1889(2009)、および 1960(2010)を更に想起した MINUSMA とマリにおける全ての軍隊に対し、国際人道、人権および難民法を考慮しまた遵守することを求めそしてこれに関連して訓練の重要性を想起する。

25. MINUSMA に対し、その職務権限を通して横断的問題点としてジェンダーの問題を十分に考慮することおよび全てのレベルと治安部門改革および武装解除、動員解除および社会統合過程を含む安定化の局面の早期の段階並びに国内の政治的対話と選挙過程に、女性の参加、関与および代表を確保することにおいてマリの暫定当局を支援することを要請する。

26. MINUSMA が、非国連部隊に対する国際連合支援についての人権の適切な評価政策 (S/2013/110) を厳格に遵守して、マリ防衛治安部隊と合同で行う場合、上記第 16 および 17 項に示されたその職務権限の遂行において、文民を保護しまたとりわけ、女性、子どもおよび避難民を含む文民並びに非軍事的目標に対する危険をやわらげる必要性を十分に考慮することを要請する。

27. マリ暫定当局に対し、重大な人権侵害および国際人道法の重大な違反の全ての実行者が責任を問われることを確保することまたローマ規程の下でのマリの義務に従って、国際刑事裁判所と協力し続けることを促す。

28. 上記第 16 項に一致した MINUSMA の援助を得た、マリ暫定当局および国際的な協力機関に対し、小型武器の安全および効果的な管理、貯蔵並びにその貯蔵の安全および余剰の、押収した、刻印を打っていない若しくは不法に打たれた武器の収集および若しくは廃棄を確保するため、ECOWAS 小型武器条約および小型武器に関する国際連合行動計画に従って小型武器の拡散および不法取引の問題に、対処することを求めた安保理決議 2017 (2011) の完全実施の重要性を更に強調する。

29. サヘルおよびマダガスカル諸国に対し、テロリスト集団、すなわち AQIM、MUJAO、およびアンサー・エディンの活動と包括的また統合されたやり方で戦う包括的なまた効果的な戦略を策定しこれらの集団の拡大を防ぐため地域間の協力と調整を強化すること並びにあらゆる武器と越境組織犯罪の拡散を制限することを促し、これに関連して、サヘルおよびマダガスカルにおける国境管理に関する協力についてラバトで CTED と CTITF により計画された会議の成果に留意する。

30. 事務総長に対し、性的搾取および虐待に関する国際連合ゼロ・トレランス政策の MINUSMA の完全遵守を確保することおよびそのような不正行為の事例が生じた場合には安保理に十分に通知し続けることを要請する。

31. MINUSMA に対し、その能力、その展開地区の範囲内でまたその職務権限を害することなく、決議 1267 (1999) および 1989 (2011) に従った委員会並びに決議 1526 (2004) により設立された分析支援および制裁履行監視チームを、決議 2083 (2012) の第 1 項の措置の履行に関する情報を渡すことによるものを含んで、支援することを要請する。

32. 事務総長に対し、MINUSMA の付託された任務を遂行する場合、MINUSMA の活動の環境的影響を考慮することを要請し、この文脈において、MINUSMA に対し、適切な場合にはまた適用可能なまた関連する総会決議および国際連合規定並びに規則に従って任務を処理することまた文化的および歴史的遺跡の周辺で注意深く活動することを奨励する。

33. 事務総長およびマリの暫定当局に対し、本決議の採択から 30 日以内に、国際連合および関連要員の安全に関する条約の下での法的保護の範囲に関する総会決議 58/82 を考慮しつつ、MINUSMA に関する部隊地位協定を締結することを要請しそしてその協定の締結までの間、1990 年 10 月 9 日付のモ

デル地位協定 (A/45/594) が暫定的に適用されることを決定する。

34. 事務総長に対し、マリにおける状況および MINUSMA の職務権限の実施を定期的に安保理に通知し続けること、本決議の採択から 45 日以内に、そしてその後は 7 月 1 日から 3 か月毎に、特に上記第 8 および 9 項に関して、安保理に報告することまた治安状況に関する最新情報、暫定行程表の実施に関する上記第 1、2、3 および 4 項に定められた優先的な政治要素、進展に関する関連情報、人権と国際人道法の促進と保護並びに全ての MINUSMA の構成要素である部隊の部隊レベル、兵力増強および展開の再検討を安保理への事務総長報告書に含めることを要請する。

35. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。